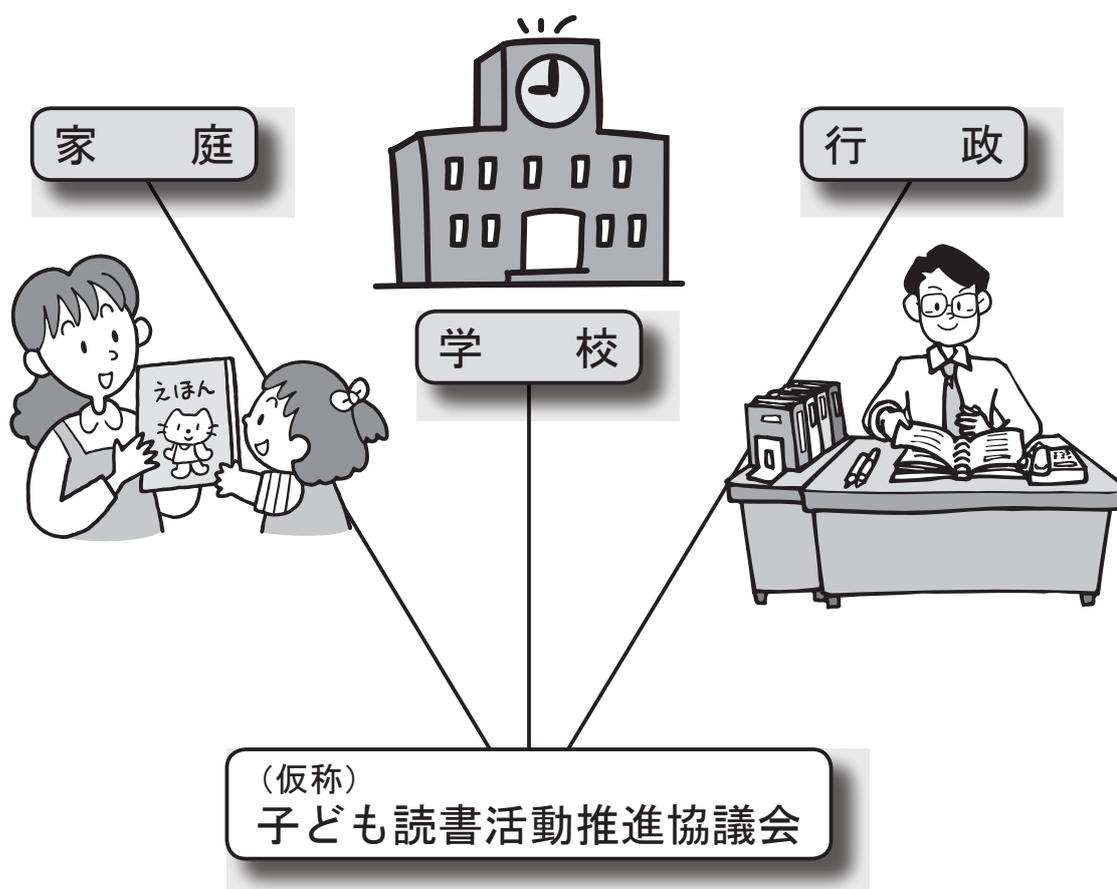


第5章 施策の推進に向けて

1 推進体制

家庭・学校・行政による（仮称）「子ども読書活動推進協議会」を組織し、子どもの読書活動の推進を図る。またこの組織により、本計画の進捗状況を確認する。



2 財政上の措置

本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。